

被扶養者（異動）届添付書類

《平成29年1月改定》

家族の状況	必要な書類 ◎必ず提出 ○該当する場合は必ず提出	書類の入手先	書類のご提出が必要な扶養家族											備考	
			配偶者	子(実・養子)			父 母 曾 祖 父 母	弟・妹・孫			義父母・兄弟・甥姪等3親等内				内縁配偶者
				中学以下	高校以上	その他		中学以下	高校以上	その他	中学以下	高校以上	その他		
家族全員	◎住民票(謄本) ・必ず世帯全員記載、続柄記載で指定。 ・「マイナンバー」、「本籍」は省略で指定。 ・外国人の方は、国籍等全項目記載で指定。 ・3ヶ月以内に発行のもの。	市区町村	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	・住民票謄本により、当該ご家族の同居・別居、続柄を確認させていただきます。
収入有	◎所得証明書(課税・非課税証明書)(直近分、発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等所得の内訳明記で指定。	市区町村													・収入に関する扶養の認定基準は、被扶養者異動届に記載された今後1年間の「年収見込額」ですが、過去の収入・所得が記載されている所得証明書をご提出いただく理由は、以下のとおりです。(直近分の所得証明書には、前年または前々年の所得が記載されています。) ①所得証明書の金額と、被扶養者異動届に記載された「年収見込額」を比較させていただくため。 ※年収見込額と大きな開きがある場合は、その理由を確認させていただくことがあります。 ②給与、年金以外の所得(事業所得等)の有無を確認させていただくため。 なお、所得証明書の名称は、「課税・非課税証明書」の場合もあります。 ・事業所得等については、所得証明書と同様、確定申告書、収支内訳書等により、年収見込額と比較させていただいております。 なお、経費の中には、扶養の審査にあたり、経費として認定されない項目があります。詳細は当健保組合ホームページ「被扶養者の認定基準」をご参照ください。
	○直近の確定申告書および、収支内訳書または青色申告決算書の写し ・事業所得、不動産所得等、給与、年金以外の所得がある場合。	被扶養者ご本人	●												
	○雇用契約書 ・給与収入減により扶養する場合。	勤務先													
	○給与明細(6ヶ月分)の写し ・給与収入減により扶養する場合で、雇用契約書が交付されない場合は、扶養認定から6ヶ月後に提出。	勤務先													
○申立書 ・収入減により扶養する場合(事業所得等も含む)は、その状況を記載。また、上記の雇用契約書が交付されない場合は、労働時間、給与等の状況を記載。	健保HP														
収入無	◎所得証明書(課税・非課税証明書)(直近分、発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等所得の内訳明記で指定。	市区町村	●												・所得証明書をご提出いただく理由は、上記「収入有」の場合と同様です。 ・就労年齢とは、義務教育終了以降です。ただし学生の場合は除きます。
	○申立書 ・就労年齢に達した無収入の方については、その状況を記載。(ただし、学生、妻、年金受給者、障がい者の方を除く。)	健保HP													
学(高校以上)	◎在学証明書・学生証・生徒手帳等の写し	通学先			●							●			・学生とは、高校、予備校、専門学校、短大、大学いずれかの、昼間部に就学しているケースが対象となります。(各学校は、修学期間が1年以上であることが要件となります。) ・夜間部に就学されている場合は、日中の就労が可能のため、上記「収入有」に該当します。 ・主に社会人を対象とした英会話学校等は、学生の対象外となります。
	○別居先の住民票、入寮証・賃貸契約書等の写し ・遠隔地への通学のため、別居している場合。	市区町村 通学先 その他			●								別居の場合 扶養対象外		
年金受給者	◎所得を証明する書類 ・本表上記「収入有」と同様。	「収入有」参照													・所得を証明する書類をご提出いただく理由は、上記「収入有」の場合と同様です。 ※遺族年金、障害年金等、非課税の年金は所得証明に記載されません。 ・年金振込通知書等、年金額を証明する書類により、今後、受給される年金額を確認させていただきます。 ・個人年金については、年金支給額と必要経費(保険料支払額)が記載されている書類。(金融機関にご確認ください。) ※個人年金については、年金支給額と必要経費(保険料支払額)の差が収入となります。
	○年金振込通知書、年金改定通知書、年金決定通知書 いずれかの写し(直近の年金額を反映したものに限る。) ・老齢・障害・遺族年金等の公的年金を受給している場合。	年金機構	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	○企業年金、個人年金、恩給等の年金額を証明する書類の写し(直近分) ・上記の年金を受給している場合。	金融機関 その他													
	○申立書 ・老齢年金受給年齢に達した無年金の方については、その理由を記載。	健保HP													

《次ページに続きます。必ずご確認ください。》

家族の状況	必要な書類 ◎必ず提出 ○該当する場合は必ず提出	書類の入手先	書類のご提出が必要な扶養家族										内縁配偶者	備考							
			配偶者	子(実・養子)			父 母 曾 祖 父 母	弟・妹・孫			義父母・兄弟・甥姪等3親等内										
				中学以下	高校以上	その他		中学以下	高校以上	その他	中学以下	高校以上			その他						
(学生を除く) 別居	◎別居先の住民票 (取得条件は、本表上記「家族全員」と同様。)	市区町村													別居の場合 扶養対象外	●	<ul style="list-style-type: none"> 別居先の住民票を世帯全員記載としている理由は、別居先における、当該ご家族への扶養義務のある親族の有無を確認させていただいたためです。 別居家族の扶養を証明する書類として、直近6ヶ月間の送金証明をご提出いただいております。送金額(年間換算)が、被扶養者の年収を超えていることが認定の基準となります。なお、送金は毎月定額が原則です。 被扶養者であったご家族が同居から別居した場合、継続して認定いたしますが、6カ月後に送金証明をご提出いただきます。 別居中のご家族を新たに扶養する場合は、6ヶ月間送金していただいた後に被扶養者申請をしてください。 所得、年金額を証明する書類をご提出いただく理由は、上記の各ケースと同様です。 				
	◎別居先への送金を証明する書類の写し ・直近6ヶ月間分 ・ATM利用明細書の写し等、金融機関扱いの書類に限ります。 ※送金先は当該家族名義の金融機関の口座、手渡し不可。	金融機関	●			●															
	◎所得を証明する書類 ・本表上記「収入有」または「収入無」と同様。	「収入有」 「収入無」 参照																			
	○年金額を証明する書類 ・年金を受給している場合。 ・本表上記「年金受給者」と同様。	「年金受給者」参照																			
	○戸籍謄本(3ヶ月以内発行)(右記該当親族)	市区町村				●	●	●	●												<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本によって、被保険者ご本人と扶養家族との続柄を確認させていただきます。
離職 一年 以内	◎退職証明書の写し	元勤務先															●	<ul style="list-style-type: none"> 家族が退職し収入がなくなった場合、扶養にすることができます。ただし、雇用保険を受給する場合、雇用保険の受給期間中は扶養にすることができません。雇用保険の受給の有無、受給期間、受給日額等を確認させていただいたため、左記の書類をご提出いただいております。 扶養の申請にあたっては、雇用保険加入の有無にかかわらず、まずは退職証明書をご提出ください。(離職票が発行されるまで日数を要するため。) 雇用保険に加入していた方が、雇用保険を受給しない場合は、離職票1・2の原本をご提出ください。なお、この場合、ハローワークにお越しいただく必要はありません。※雇用保険の受給手続きをしない場合、離職票を使うことはありませんので、受給しない証として当健保組合にご提出いただけます。※離職票の原本をご提出いただく際は、申立書にて承諾の確認をさせていただきます。※事情が変わり、雇用保険を受給される場合は、離職票をお返しいたします。 雇用保険を受給する場合は、離職票1・2の写しをご提出ください。※雇用保険を受給する場合、離職票1・2はハローワークが保管しますので、手続き前に写しを取ってください。受給期間延長の場合は返却されますので、手続終了後に写しを取ってください。※受給する予定でハローワークで手続きをしたところ、雇用保険加入期間不足等により受給できなかった場合は、離職票1・2の原本をご提出ください。 雇用保険受給資格者証は、雇用保険を受給する場合、必ず発行されます。「処理状況」欄に、給付制限期間が記載され次第、全ページの写しをご提出ください。受給期間、受給日額等確認させていただきます。 雇用保険受給終了・打ち切りの際は、雇用保険受給資格者証にその旨記載されます。受給終了・打ち切り後に扶養申請する場合は、必ずその写しをご提出ください。 雇用保険受給中は、原則的に扶養認定されません。ただし、雇用保険の受給日額が3,611円以下の場合は、扶養にすることができます。日額は雇用保険受給資格者証に記載されますので、その写しをご提出ください。 			
	○離職票1および離職票2の原本 雇用保険に加入していたが、雇用保険を受給しない場合 ・専業主婦になる場合。 ・雇用保険加入月数不足により受給資格がない場合。 ・すぐに再就職する予定なので、再就職先が決まるまで扶養する場合。	元勤務先																			
	○離職票1および離職票2の写し 雇用保険を受給する場合 ・雇用保険の待機・給付制限期間中に扶養する場合。 ・雇用保険の受給期間を延長する場合。(出産、傷病等)	ハローワーク																			
	○雇用保険受給資格者証の写し(全ページ) ・雇用保険の待機・給付制限期間中に扶養する場合。 ・雇用保険受給終了・打ち切り後に扶養する場合。 ・雇用保険の受給日額が、扶養の認定基準を満たすため(3,611円/日以下)扶養申請する場合。 ・雇用保険受給延長後に、雇用保険を受給する場合。	ハローワーク	●			●															
	○受給期間延長通知書の写し ・出産・傷病等により受給期間を延長する場合。	ハローワーク																			
	○申立書 ・雇用保険に加入していたが、雇用保険を受給しない場合。 ※受給しない理由、離職票原本の提出承諾欄等ご記入ください。 ・雇用保険の受給を延長する場合。(出産、傷病等) ・雇用保険の待機・給付制限期間中に扶養する場合。 ・雇用保険に加入していない場合。	健保HP																			
	◎所得証明書(課税・非課税証明書)(直近分、発行3ヶ月以内) ・必ず給与・事業・年金等所得の内訳明記で指定。	市区町村																			<ul style="list-style-type: none"> 所得証明書をご提出いただく理由は、上記「収入有」の場合と同様です。

《次ページに続きます。必ずご確認ください。》

《上表以外の書類提出が必要なケース》

扶養のケース	上表以外の提出書類	備 考
<p>※子を扶養する場合で頻度の高い事例です。</p> <p>・夫婦共働きのため、配偶者は扶養していないが、子を扶養する場合。</p>	<p>◎夫婦双方の直近3ヶ月の給与明細の写しおよび、直近の賞与明細の写し <small>※産休等により給与が減額されている場合は、満額支給されている月分。</small> ○配偶者が自営業等である場合は、直近の確定申告書および、收支内訳書 または青色申告決算書の写し</p>	<p>・本ケースにおいては、夫婦いずれか収入の多い方が、子を扶養することになります。</p> <p>※ご提出いただいた給与明細等により、夫婦双方の年収額を想定させていただきます。 ※配偶者のほうが年収が多い場合、配偶者が産後休業中または、育児休業中であっても、子は配偶者の扶養となります。 ※配偶者のほうが年収が多く、かつ国民健康保険に加入している場合、子は配偶者の扶養となり、国民健康保険に加入することになります。</p>
<p>・扶養家族が障がい者手帳をお持ちの場合。</p>	<p>◎障がい者手帳の写し ◎障害年金振込通知書、決定通知書、改定通知書いずれかの写し <small>(直近の年金額が記載されているものに限る。)</small></p>	
<p>・親と二世帯住宅(設備の共用がない独立した形態)に同居している、または同一敷地内で、それぞれが別建屋に居住しているが、実態として親を扶養している場合。</p>	<p>◎申立書(扶養の実態について記載してください。) ◎申立書を補完する書類(例:光熱費を二世帯分負担している場合は領収書3ヶ月分)</p>	<p>・二世帯住宅(設備の共用がない独立した形態)に同居している場合、または同一敷地内で、それぞれが別建屋に居住している場合は、別居扱いとなります。この場合、送金証明の提出は不要としますが、左記書類をご提出ください。</p>
<p>・家族の自営業廃業に伴い扶養申請する場合。</p>	<p>◎税務署の收受印のある廃業届または申立書。</p>	
<p>・内縁の配偶者を扶養する場合。</p>	<p>◎夫婦双方の戸籍抄本(3ヶ月以内発行) ○内縁関係を証明する書類(住民票で確認できる場合は不要) ・住民票で内縁関係である旨確認できない場合は、他の証明書類(民生委員、近隣住民による証明書等)をご提出いただきます。</p>	<p>・戸籍抄本によって、夫婦双方に戸籍上の配偶者がいないか確認させていただきます。 ・内縁配偶者が外国人の方の場合は、大使館等が発行する婚姻条件具備証明書をご提出ください。</p>
<p>・内縁配偶者の家族(親・連れ子)を扶養する場合。</p>	<p>○戸籍謄本または抄本(住民票で続柄が確認できる場合は不要)</p>	
<p>・遺族年金の受給資格はあるが、遺族年金を受給しない場合。</p>	<p>◎申立書(遺族年金を受給しない理由を記載してください。)</p>	
<p>・孫を扶養する場合。</p>	<p>◎孫の戸籍謄本 ◎孫の両親の所得証明書等(確定申告関係の書類、年金額を証明する書類含む) ◎申立書(孫を扶養する理由を記載してください。)</p>	
<p>・両親(双方存命)のうち、いずれか一方の親を扶養する場合。</p>	<p>◎両親の所得証明書 ◎申立書(片方の親のみを扶養する理由を記載してください。)</p>	
<p>・特定の別居のケースを、同居扱いとする場合。</p>	<p>◎有料老人ホームの入居契約書等(親の有料老人ホームの入居費用を負担した場合。) ◎単身赴任の事業主証明(単身赴任により家族と別居している場合。)</p>	<p>・左記のケースについては同居扱いとなりますが、それを証明するための書類をご提出いただいております。</p>
<p>・その他のケース</p>	<p>○本表記載の証明書類、状況を説明するための申立書、状況に応じて本表記載以外の書類をご提出いただきます。</p>	